

4月1日「公益通報者保護法」による通報制度がスタートします ～長野県の通報・相談窓口のご案内～

事業者の法令違反を労働者が通報した場合に、通報した労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けないように保護する「公益通報者保護制度」が4月1日から始まります。

長野県では、通報や相談の窓口を設け、労働者の皆さんからの通報や相談を受け付けます。

長野県への通報や相談

通報内容について処分・勧告等の権限を有する行政機関として、長野県は2つの窓口を設けます。なお、通報者の秘密は固く守られます。



通報窓口

通報を受け付ける窓口

処分・勧告等の事務を所管する県のチーム
または 信州コールセンターチーム

相談窓口

通報に関連する相談に応じる窓口

信州コールセンターチーム

通報を理由に不利益な取扱い等を受けた場合 労政事務所・分室
または社会部労政課
(4月から労働福祉チーム)

なお、長野県職員等が職員等の法令違反等を通報する場合は、長野県職員等公益通報制度(グリーンホイッスル)によります。

【「公益通報者保護法」とは】

近年、事業者内部からの通報を契機として、国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事が相次いで明らかになったことを受け、そうした法令違反行為を労働者が通報した場合、解雇等の不利益な取扱いを保護し、事業者のコンプライアンス(法令遵守)経営を強化するために成立した法律で、平成18年4月1日から施行されます。

【労働者の皆さんの通報先】

労働者の皆さんは、事業者内部の犯罪行為等を右のいずれかに通報することができます。

なお、権限のない行政機関に通報された場合は、権限のある行政機関をお知らせします。

事業者内部

事業者が設置・指定した通報窓口

行政機関

通報内容について処分・勧告等の権限を有する行政機関

国・県・市町村等

左記以外の機関等

被害の発生や拡大を防止するために必要と認められる機関等

報道機関・消費者団体等

参考 内閣府国民生活局「公益通報者保護制度ウェブサイト」のアドレス

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/koueki/index.html>

経営戦略局 信州コールセンターチーム
担当: 増田 隆志・真関 隆・田中 賢太郎
電話: 026-235-7110(直通)
026-232-0111(代) 内線 3526
FAX: 026-235-6232
E-mail: callcenter@pref.nagano.jp